

## スポーツ振興くじ（第312回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第50号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成19年10月15日

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
理事長 小野 清子

- 1 **スポーツ振興投票の名称**  
別紙のとおり
- 2 **スポーツ振興投票券の発売期間**  
別紙のとおり
- 3 **業務を委託する金融機関の名称及び所在地**  
イーバンク銀行株式会社  
東京都千代田区内幸町1丁目1番7号  
(ただし、インターネット販売に限る。)
- 4 **合致の割合の種類**  
別紙のとおり
- 5 **指定試合を実施する期日又は期間**  
別紙のとおり
- 6 **試合当たり投票種類数**  
別紙のとおり
- 7 **指定試合で対戦するサッカーチーム名**  
別紙のとおり
- 8 **合致の割合の算式において本センターが定める率**  
別紙のとおり
- 9 **その他**  
発売及び払戻しは全国

・スポーツ振興投票の名称

第 3 1 2 回スポーツ振興くじ

・スポーツ振興投票券の発売期間

平成 1 9 年 1 0 月 2 7 日（土）～同年 1 1 月 4 日（日）

・合致の割合の種類

開催された指定試合に対するそれぞれの投票とその指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

（１）mini BIG（ミニビッグ）

1 等 1 0 割

2 等 開催試合結果数（9）から 1 を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3 等 開催試合結果数（9）から 2 を減じた数を開催試合結果数で除した割合

（２）mini toto A 組（ミニトト A クミ）

1 等 1 0 割

（３）toto GOAL 3（トトゴールスリー）

1 等 1 0 割

2 等 開催試合結果数（6）から 1 を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・指定試合を実施する期日又は期間

（１）mini BIG

平成 1 9 年 1 1 月 4 日（日）及び同年 1 1 月 7 日（水）

（２）mini toto A 組

平成 1 9 年 1 1 月 4 日（日）

（３）toto GOAL 3

平成 1 9 年 1 1 月 4 日（日）

・試合当たり投票種類数

（１）mini BIG

1 試合ごとにホームチームの 9 0 分間での「勝ち」「負け」「その他」の 3 種類

（２）mini toto A 組

1 試合ごとにホームチームの 9 0 分間での「勝ち」「負け」「その他」の 3 種類

（３）toto GOAL 3

1 試合ごとに 9 0 分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点

「0 点」「1 点」「2 点」「3 点以上」の 4 種類

・指定試合で対戦するサッカーチーム名

（１）mini BIG

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム

（２）mini toto A 組

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム

（３）toto GOAL 3

以下の対象試合のうち、試合No. ①、③及び⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
11/4	①	ジェフユナイテッド千葉 (千葉)	大分トリニータ (大分)
11/4	②	名古屋グランパスエイト (名古屋)	ザスパ草津 (草津)
11/4	③	アルビレックス新潟 (新潟)	サガン鳥栖 (鳥栖)
11/4	④	ヴィッセル神戸 (神戸)	アビスパ福岡 (福岡)
11/4	⑤	サンフレッチェ広島 (広島)	湘南ベルマーレ (湘南)
11/4	⑥	大宮アルディージャ (大宮)	横浜FC (横浜C)
11/4	⑦	ヴァンフォーレ甲府 (甲府)	徳島ヴォルティス (徳島)
11/7	⑧	ガンバ大阪 (G大阪)	モンテディオ山形 (山形)
11/7	⑨	川崎フロンターレ (川崎)	セレッソ大阪 (C大阪)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) mini BIG

- 1等 2分の1
- 2等 5分の1
- 3等 10分の3

(2) mini toto A組

- 1等 1分の1

(3) toto GOAL 3

- 1等 5分の3
- 2等 5分の2